

平成15年度

包括外部監査結果報告書

第1部 公有財産の管理について

第2部 物品に関する財務事務の執行について

第3部 競輪事業に関する財務事務の執行について

高松市包括外部監査人 鍋嶋 明人

第3部 競輪事業に関する財務事務の執行について

目 次

I. 外部監査の概要	71
1. 外部監査の種類	71
2. 選定した特定の事件(監査テーマ)	71
(1) 外部監査の対象	71
(2) 監査対象期間	71
3. 特定の事件(監査テーマ)を選定した理由	71
4. 外部監査の方法(監査要点及び実施した主な監査手続)	72
(1) 高松市の競輪事業の収支分析	72
(2) 競輪事業の財務事務執行の妥当性	72
5. 外部監査の実施期間	73
6. 外部監査人補助者の資格と人数	73
7. 利害関係	73
II. 競輪事業の概要	74
1. 高松競輪の概要	74
(1) 沿革	74
(2) 主な施設(平成15年4月1日現在)	76
(3) 人員数(平成15年4月1日現在)	76
(4) 発売している車券の種類	77
2. 競輪事業における財務事務の概要	78
(1) 高松市競輪事業特別会計	78
(2) 収入取引	78
(3) 人事管理	79
(4) 支出取引(人件費を除く。)	79
3. 高松競輪の収支分析	81

(1) 過去 5 年間の経年比較.....	81
(2) 車券発売収入の状況について.....	85
(3) 人件費の経年比較分析.....	91
(4) 収支差額分析.....	93
(5) 損益分岐点分析（注）による現状把握.....	93
(6) 企業会計方式による損益推移.....	95
III. 監査結果	98
1. テレビ放映等の履行報告書の入手について.....	98
IV. 監査結果に添えて提出する意見	99
1. 入場券発売報告書について.....	99
2. 場外車券売場での他場分払戻について.....	99
3. 地元自治会への周辺清掃業務委託料について.....	99
4. 高松市競輪事業の今後の展望について.....	100
(1) 厳しい収支状況について.....	100
(2) 会計制度について.....	105
(3) 収支会計方式によるシュミレーション結果について.....	106
(4) 人件費の見直し.....	107
(5) 使用料，委託料及び契約方法の見直し.....	108
(6) 今後の展望について.....	109
[付録] 分析に用いたデータ	112
1. 発売方法別収入額の経年比較.....	112
2. 損益分岐点分析に用いた仮定について.....	113
(1) 変動費率算定の前提.....	113
(2) 固定費の算定について.....	113
3. 収支会計方式によるシュミレーションに用いた仮定について.....	114

報告書中の表の合計は、端数処理の関係で、総数と内訳の合計とが一致しない場合がある。

第3部 競輪事業に関する財務事務の執行について

1. 外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法(以下、「法」という。)第252条の37第1項に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件(監査テーマ)

(1) 外部監査の対象

競輪事業に関する財務事務の執行について

(2) 監査対象期間

原則として平成14年度(必要に応じて、過年度及び平成15年度についても対象とした。)

3. 特定の事件(監査テーマ)を選定した理由

高松市では、公営競技として高松競輪を運営している。高松競輪は、関連産業やスポーツの振興を図り、さらに収益金の一部を一般会計に繰出すことにより高松市の財政に貢献することを目的として設置・運営されてきた。

高松市競輪事業は、昭和25年開設から平成14年度までの53年間累計で高松市一般会計に395億円の繰出金を計上しており、高松市の財政に多大の貢献をしてきている。しかし、レジャーの多様化や景気低迷の長期化等により、近年、車券発売額は減少傾向が続いており、これに伴い平成12年度以降は高松市一般会計への繰出金が減少している。また、平成13年12月に新賭式を導入したため、車券発売額は一時的に回復もみられたが、導入から既に2年が経過し、その増収効果もなくなってきている。

したがって、高松市の厳しい財政状況に鑑み、財源確保の観点からも、競輪事業の適切な運営は市民の関心が高いところと考え、競輪事業に関する財務事務の執行を特定の事件として選定した。

4. 外部監査の方法(監査要点及び実施した主な監査手続)

高松市競輪事業に関する財務事務が、関連する法令等に準拠して適正かつ公正に執行され、また、その事務手続が効率的・効果的に行われているか否かという視点から、以下の監査要点に対して必要と認められた監査手続を実施した。

(1) 高松市の競輪事業の収支分析

競輪事業の現状を理解し、近年の傾向及び問題の所在を概括的に把握するために、以下の手続を実施した。

収支状況の経年比較

損益分岐点分析による検討

企業会計方式により算定した損益の検討

(2) 競輪事業の財務事務執行の妥当性

取引の概要把握

競輪事業における財務事務の概要を把握するため、以下の手続を実施した。

(a) 収入取引

収入取引に関して、担当者への質問、関連法令等及び書類の閲覧並びにサンプルを抽出し証憑突合等を実施した。

(b) 人事管理

人事管理の妥当性を検討するために、人員の概況や給与計算に係る管理体制、規程の整備状況等を担当者に質問し、関連書類の閲覧を行った。さらに抽出したサンプルについて、給与支給額が規程等に従って算定され、支給されているかを検討した。

(c) 支出取引(人件費を除く。)

支出取引に関して、担当者への質問、関連法令等及び書類の閲覧並びにサンプルを抽出し証憑突合等を実施した。

なお、競輪事業における物品に関しては、第2部「物品に関する財務事務の執行について」で記載した。

5. 外部監査の実施期間

平成 15 年 10 月 8 日から平成 16 年 1 月 31 日まで

6. 外部監査人補助者の資格と人数

公認会計士 6 名

弁護士 1 名

税理士 1 名

7. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき，法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

11. 競輪事業の概要

1. 高松競輪の概要

高松市の競輪事業は、昭和 25 年 6 月に全国第 45 番目の競輪場として設置許可され、設備面では、昭和 47 年に競走路を 400m に拡張、昭和 57 年に中央スタンド、平成 11 年に選手宿舎をそれぞれ新築し、設備の充実を図っている。また、車券発売方法では、平成 3 年 4 月から電話投票を開始したほか、平成 8 年にマークカード導入、平成 13 年に新賭式（三連単等）の発売を開始するとともに、場外発売の増加など競輪ファンの要望に積極的に対応し、現在に至っている。

以上の施策により、高松市の競輪事業は、平成 14 年度までの 53 年間で累計売上高（車券発売額）6,429 億円、高松市一般会計への繰出金累計 395 億円と高松市の財政に貢献してきた。

しかし、全国的な傾向ではあるが、最近の車券発売額は減少傾向が続いており、高松市一般会計への繰出金も減少している。

(1) 沿革

年代	内 容
昭和 25 年 6 月	全国第 45 番目の競輪場として設置許可
昭和 30 年 1 月	観音寺競輪場外車券売場設置
昭和 40 年 12 月	東スタンド新設（第 3 投票所）
昭和 45 年 12 月	北スタンド新設（第 5・第 6 投票所）
昭和 47 年 4 月	中央集計装置導入
11 月	333 1/3m の競走路を 400m に拡張、西スタンド新設（第 7 投票所）
昭和 48 年 10 月	第 16 回オールスター特別競輪開催
昭和 53 年 3 月	選手宿舎改装
昭和 57 年 4 月	中央スタンド完成(鉄筋コンクリート造 地下 1 階 地上 4 階建)
9 月	第 25 回オールスター特別競輪開催 (全面機械化) シングルユニット車券発売機導入
昭和 62 年 7 月	中央スタンド一般席冷暖房設備完備

平成元年 10月	各入場口コインパッサー設置
平成 2年 3月	西・北スタンド防災工事施工完了 防火基準適合表示（適マーク）が交付
8月	払戻機導入
平成 3年 4月	電話投票開始
7月	四国内場間場外車券発売開始（小松島記念から）
8月	マルチユニット車券発券機導入（前売投票所・場内前売投票所） 記者棟及び第 10 投票所新設
9月	第 34 回オールスター特別競輪開催
平成 4年 9月	マルチユニット車券発券機導入
平成 5年 3月	前売投票所新設
平成 8年 3月	西スタンド身体障害者用便所新設
10月	マークカード導入（前売投票所・場内前売投票所）
11月	マークカード導入
平成 9年 3月	決定表示盤改修 車番車券発売開始
12月	東スタンド撤去（第 3 投票所）
平成 10年 3月	中央スタンド一般席空気清浄設備設置 西スタンドコンコース空調設備設置
平成 11年 3月	西スタンド湯茶接待所改修（無人化） 中央スタンド 1 階観覧席及び投票所窓口改修 東・西入場門改修
12月	選手宿舎新築
平成 12年 1月	第 12 回共同通信社杯特別競輪開催
平成 13年 4月	第 5 投票所閉鎖
12月	新賭式（三連単等）発売開始

(2) 主な施設（平成 15 年 4 月 1 日現在）

所在地

香川県高松市福岡町一丁目 4 番 46 号

敷地面積

86,342.31 m²

収容人員

中央スタンド	1 階 一般席	3,003 人
	2 階 特別指定席	918 人
西スタンド	一般席	8,175 人
北スタンド	一般席	2,130 人

競走路

1 周 400 メートル

選手宿舎

建物延べ床面積 3,056.83 m²

収容人員 120 名

(3) 人員数（平成 15 年 4 月 1 日現在）

職員 24 名（非常勤嘱託職員 9 名を含む）

臨時従事員（注） 346 名

(注) 臨時従事員とは、高松市競輪開催時及び場外車券発売時のみに臨時に雇用される者であり、主として車券発売、勝車券払戻し事務に従事する者である。

(4) 発売している車券の種類

現在，高松競輪で発売している車券の種類は，以下のとおりである。

種類	内 容
枠番二連勝複式 (二枠複)	一着と二着の選手を着順にかかわらず枠番で当てる買い方
枠番二連勝単式 (二枠単)	一着と二着の選手を着順どおりの枠番で当てる買い方
車番二連勝複式 (二車複)	一着と二着の選手を着順にかかわらず車番で当てる買い方
車番二連勝単式 (二車単)	一着と二着の選手を着順どおりの車番で当てる買い方
車番三連勝複式 (三連複)	一着・二着・三着の選手を着順にかかわらず車番で当てる 買い方
車番三連勝単式 (三連単)	一着・二着・三着の選手を着順どおりの車番で当てる買い方 組合せが選手 9 人の場合 504 通りあるため，射幸性が高い
拡大二連勝複式 (ワイド)	一着から三着に入る選手のうち二車を着順にかかわらず車番 で当てる買い方

上記のうち 三連単等新賭式が平成 13 年度第 9 回開催から発売されるようになり，特に三連単が競輪ファンの間で好評となっている。

2. 競輪事業における財務事務の概要

(1) 高松市競輪事業特別会計

高松市の競輪事業は、高松市産業部競輪局が担当しており、その会計は他の自治体の競輪事業と同様に一般会計とは区別された特別会計により実施している。

なお、会計方法としては企業会計方式(発生主義会計)ではなく、収支会計方式(現金主義会計)が適用されている。

(2) 収入取引

車券発売収入

高松競輪場開催の車券を発売したものが車券発売収入として計上される。車券は本場(注)の窓口で発売する方法、その他の競輪場等で発売する方法及び電話投票により発売する方法がある。

本場の窓口での車券発売額は、各レースごとに収納現金と照合され、当日分をまとめて高松市指定金融機関を通して入金される。

その他の競輪場での車券発売のデータは財団法人車両情報センターを通して、電話投票による車券発売のデータは全国競輪施行者協議会(サイクルテレホン事務センター)を通して、それぞれ収集され各競輪場からの報告書(開催日報)と照合される。また、払戻金を除いたその他の競輪場での車券発売額は、場外施行者の取引銀行を通して高松市指定金融機関へ入金される。

(注)本場とは、競輪が実際に開催される競輪場のことをいう。これに対して、本場開催の車券を他の競輪場等で発売することを場外発売という。

財産貸付収入

主なものは、場外車券売場貸付料である。これは他の競輪場開催の車券を高松競輪場で発売したときの施設・設備貸付料であり、その額は高松競輪場での車券発売額に一定割合を乗じて計算され、請求に基づき他の開催競輪場から入金される。

なお、開催ごとに臨時場外車券売場設置に関する基本協定書が締結されている。

競輪入場料

高松競輪場の場合，入場料は 50 円（特別観覧席料 500 円）である。

入門ゲートで入場者が機械に現金入金した際，入場者数が機械でカウントされ，それと収納現金とが照合される。

(3) 人事管理

人員の状況

平成 14 年度末現在，市職員は 15 名，非常勤嘱託職員は 9 名，臨時従事員（以下「従事員」という。）は 346 名である。

近年，従事員は年々減少している。これは，車券発売機や払戻機の自動化などにより従事員の補充は行っておらず，定年退職による自然減に起因するものである。

規程類

職員は全て高松市の職員であるため，高松市の規程に基づき給与が計算される。

また，従事員については，高松競輪臨時従事員賃金規程に基づき給与計算される。

勤怠管理

職員は，「出勤簿」と「休日勤務・時間外勤務実施状況」により勤務状況を管理され，時間外集計表，特殊勤務手当内訳簿を作成する。これらをもとに，月例報告書を作成し，高松市総務部人事課に報告され，給与計算が行われる。

また，従事員の給与は，出勤時に従事員カードをカードリーダーに通し，競輪場独自の給与計算システムで給与計算を行い，臨時従事員賃金支給内訳票を作成する。同時に月次臨時従事員賃金支払明細表・歳出管理票及び決裁書が作成され，上席者の承認を受ける。

(4) 支出取引(人件費を除く。)

競輪事業における支出取引に関する事務は，高松市の条例，規則に基づき執行される。支払方法は選手賞金，勝車券払戻配当金等が現金支払であることを除き，高松市出納室による口座振込支払いであり，高松競輪場（高松市産業部競輪局事業課）で直接支払うことはない。

また、購入業者選定事務は、地方自治法、高松市契約規則等に基づき、一般競争入札、指名競争入札、随意契約等の方法によって行われるが、競輪事業では特殊な事務が多いため、ほとんど随意契約となっている。

3. 高松競輪の収支分析

(1) 過去5年間の経年比較

競輪事業における過去5年間の収支の推移は、以下のとおりである。

(単位: 百万円)

科 目	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度
[歳入の部]					
車券発売収入	16,786	38,727	16,680	21,569	19,031
財産運用収入	991	944	828	800	693
競輪入場料	32	31	26	27	27
財産貸付収入	958	913	803	773	666
諸収入	122	187	142	178	160
時効収入	19	38	15	14	39
雑入	103	149	128	164	122
繰越金	1,386	837	679	239	373
市債	-	450	-	-	-
歳入合計	19,284	41,145	18,330	22,786	20,257
[歳出の部]					
総務費	1,246	1,637	1,206	881	848
(うち繰出金(注2))	(1,000)	(1,400)	(1,000)	(650)	(650)
開催費	16,501	37,517	16,761	21,460	18,751
開催費	15,348	35,182	15,655	20,101	17,613
交付金	953	1,873	912	1,107	916
公営企業金融公庫納付金	186	449	185	243	213
選手宿舍費	14	14	9	9	9
施設費	90	128	117	63	71
競輪場管理費	88	126	113	58	66
選手宿舍管理費	2	1	3	5	5
施設整備費	611	1,184	-	-	-
公債費	-	-	7	9	9
歳出合計	18,447	40,467	18,091	22,413	19,679
収支差額	837	679	239	373	578
[参考] 繰越金を除く収支差額	549	159	440	133	206

[参考] 開催日数等の推移 (単位: 日)

種 類	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度
特別・記念競輪	6	6	6	6	4
普通競輪	66	66	66	66	66
施設改善競輪(注3)	6	6	6	-	-
本場開催日数計	78	78	78	72	70
場外発売日数	139	148	145	158	160
合計	217	226	223	230	230

(注)1. 上表は、「高松市競輪事業特別会計歳入歳出決算事項別明細書」に基づき作成した。

2. 繰出金は、競輪事業の収益金の一部を高松市の一般会計へ繰り出した金額である。

3. 施設改善競輪は、自転車競技法施行規則第17条の規定に基づくものであり、高松競輪場では平成

11年度完成の選手宿舍新築に伴い、平成10年度から平成12年度まで各年度2節(1節3日)の6日間開催された。

全般的な概況

過去5年間において、普通競輪の車券発売収入は減少傾向にあるものの、設備投資の抑制による施設整備費の削減、並びに平成13年度以降の高松市一般会計への繰出金の引下げにより、毎年度の収支差額は黒字を維持している。

しかし、前年度の余剰金である繰越金を除く単年度収支については、平成10年度はスタンドの改修による施設整備費6億11百万円の発生、平成11年度は選手宿舍の新設による施設整備費11億84百万円の発生により赤字となっている。平成12年度は普通競輪の車券発売収入及び財産貸付収入の減少により、特別競輪の非開催年度の繰出金10億円を単年度収支で賄うことができず赤字となっている。このため、平成13年度以降に繰出金は6億50百万円へ引下げられ、また同時に新賭式である三連単等が導入されたこともあり、繰越金を除く収支差額は黒字となっている。

歳入項目の経年比較

(a) 車券発売収入

車券発売収入とは、高松競輪場で開催されている競走について発売した車券発売額である。平成11年度及び平成13年度は増加しているが、いずれも広域(全国での場外車券発売)で車券が発売される大レース(平成11年度は第12回共同通信社杯競輪、平成13年度は第1回西王座決定戦)があったためである。これを除くと車券発売収入は減少傾向にある。なお、詳細は後述の「(2)車券発売収入の状況について」で記載した。

(b) 競輪入場料

競輪入場料とは、高松競輪場において競輪が開催されているときに入場者が支払う入場料である。入場料は50円で、特別観覧席への入場料は別に500円となっている。入場者の減少により入場料も減少傾向にある。

(c) 財産貸付収入

財産貸付収入の主なものは、他の競輪場で開催されている競輪の車券を高松競輪場で発売したときの貸付料である。高松競輪場では、観音寺競輪と相互発売をすることとしており、財産貸付収入の過半は、観音寺競輪場で開催される競輪や全国の競輪場で開催される特別競輪・記念競輪の車券を高松競輪場で場外発売したことによるものである。近年、高松競輪場での場外車券発売額は減少しており、財産貸付収入も減少傾向にある。

(d) 時効収入

時効収入とは、的中車券で払戻に関する時効にかかったものである。的中車券の時効は60日であり、この期間を経過した的中車券の払戻金については時効収入として諸収入に計上される。

歳出項目の経年比較

(a) 総務費

総務費の主なものは、職員の給与・手当及び高松市一般会計への繰出金である。高松市一般会計への繰出金が以下のように減少傾向にあるため、総務費が減少している。

(単位: 百万円)

平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度
1,000	1,400	1,000	650	650

(注)上表は、「高松市競輪事業特別会計歳入歳出決算事項別明細書」に基づき作成した。

平成11年度は全国発売された第12回共同通信社杯競輪が開催されたため、一般会計への繰出金は14億円と多額になったが、それ以降は減少し、平成14年度の繰出金は6億50百万円となっている。

(b) 開催費

開催費とは、競輪開催で直接発生した経費のことであり、主な内容は以下のとおりである。

(7) 開催費

(単位: 百万円)

内容	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度
報酬	2	2	5	7	9
報償費	1,089	1,158	1,092	1,148	909
賃金	545	1,046	567	614	546
需用費	102	222	132	166	145
役務費	237	540	271	321	301
委託料	278	746	315	435	426
使用料及び賃借料	394	1,515	576	827	702
負担金, 補助及び交付金	157	969	237	466	346
償還金, 利子及び割引料	12,536	28,954	12,460	16,118	14,228
その他	8	31	0	1	2
合計	15,348	35,182	15,655	20,101	17,613

(注) 上表は、「高松市競輪事業特別会計歳入歳出決算事項別明細書」に基づき作成した。

i. 報償費

報償費は、出場した競輪選手に対する賞金である。基本的にあまり変動のない項目であるが、特別競輪や記念競輪が開催された年度はそれらの賞金が普通競輪のレースと比べると高額となるため増加する。ただし、平成13年度以降開催日数の減少、賞金総額の見直しにより、報償費は減少している。

ii. 賃金

賃金は、主に高松競輪場の発売・払戻窓口における従事員賃金及び高松競輪場で開催しているレースの車券を他の競輪場等（場外発売場）で発売している場合に、場外発売場の従事員に支払う賃金である。高松競輪場の窓口の従事員が定年等による退職で減少しているため、本場の従事員賃金は減少傾向にある。また、近年は場外発売が増加しており、場外発売場の従事員に係る賃金は増加傾向にある。なお、平成11年度の賃金が他の年度と比較して多額になっているのは、第12回共同通信社杯競輪の車券を全国で発売し、場外発売場の従事員に係る賃金が多かったためである。

iii. 使用料及び賃借料

使用料及び賃借料の主なものは、トータリゼータシステム(車券の発売額集計及び車券の中者への払戻金計算のシステム)及び映像・音響機器等のリ

ー入料，並びに駐車場の賃借料等である。平成 11 年度及び平成 13 年度の
使用料及び賃借料が他の年度と比較して多額になっているのは，第 12 回共
同通信社杯競輪や第 1 回西王座決定戦の際に臨時駐車場を借りる必要があ
り，これに係る賃借料が増加したためである。

iv. 償還金，利子及び割引料

償還金，利子及び割引料は，車券的中者に対する払戻金であり，自転車
競技法第 9 条の規定により各レースの車券発売合計額の 75%を的中者に支
払うこととなっている。

(1) 交付金

日本自転車振興会及び中四国自転車競技会に対する支払である。基本的に
車券発売額に応じて一定の算式により算定される。

(ウ) 公営企業金融公庫納付金

地方財政法第 32 条の 2 の規定に基づく公営競技に対する法定納付金であり，
支払額はこの法律に基づき一定の算式により算定される。

(c) 施設整備費

施設整備費は，平成 10 年度及び平成 11 年度にそれぞれ計上されている。入
場門の改築や第 12 回共同通信社杯競輪誘致のための選手宿舍新築工事に伴うも
のである。平成 12 年度以降は，収支が厳しい状況となっているため，施設整備
に係る工事は行っていない。

(2) 車券発売収入の状況について

競輪の種類別発売額の経年比較

競輪のレースは，出場選手のランクに応じたレースのグレードに基づき特別競
輪，記念競輪及び普通競輪に大別される。

特別競輪とは，グランプリレース，G レース，G レースの総称であり，ト
ップクラスの選手が出場し，優勝賞金も高額のレースである。

記念競輪とはG レースのことであり，一流選手が出場するレースである。各
競輪場の開設を記念して開催される競輪であるため，記念競輪と呼ばれている。

特別競輪や記念競輪は，有名選手が出場するため集客力が高く，車券発売額も

大きい。

普通競輪とは特別競輪，記念競輪以外のレースであり，年間 66 日開催される。

なお，この他に施設改善の財源を得る目的で開催する施設改善競輪もある。

(単位：百万円)

種類	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度
特別・記念競輪	5,882	27,877	5,832	11,071	9,280
普通競輪	10,904	10,850	10,849	10,498	9,750
車券発売額合計	16,786	38,727	16,680	21,569	19,031

(注)上表は，「高松市競輪局決算資料」に基づき作成した。

特別競輪や記念競輪は，毎年度にいずれかが 1 回のみ開催されるものであるが，それらのレースではトップクラスの選手が出場し，多くの場外で車券が発売されるため，車券発売額も多額なものとなる。平成 11 年度は全国で車券が発売される第 12 回共同通信社杯が高松競輪場で開催されたため，特に車券発売額が多くなっている。

他方で，普通競輪は常時開催されているレースであり，高松競輪の安定的な収益源となるものであるが，その車券発売額は減少傾向にある。

発売方法別車券発売額の経年比較

車券の発売方法は，以下の 3 つの方法がある。

(a) 本場車券発売

高松競輪場の投票所で高松競輪の車券を発売する方法である。

(b) 場外車券発売

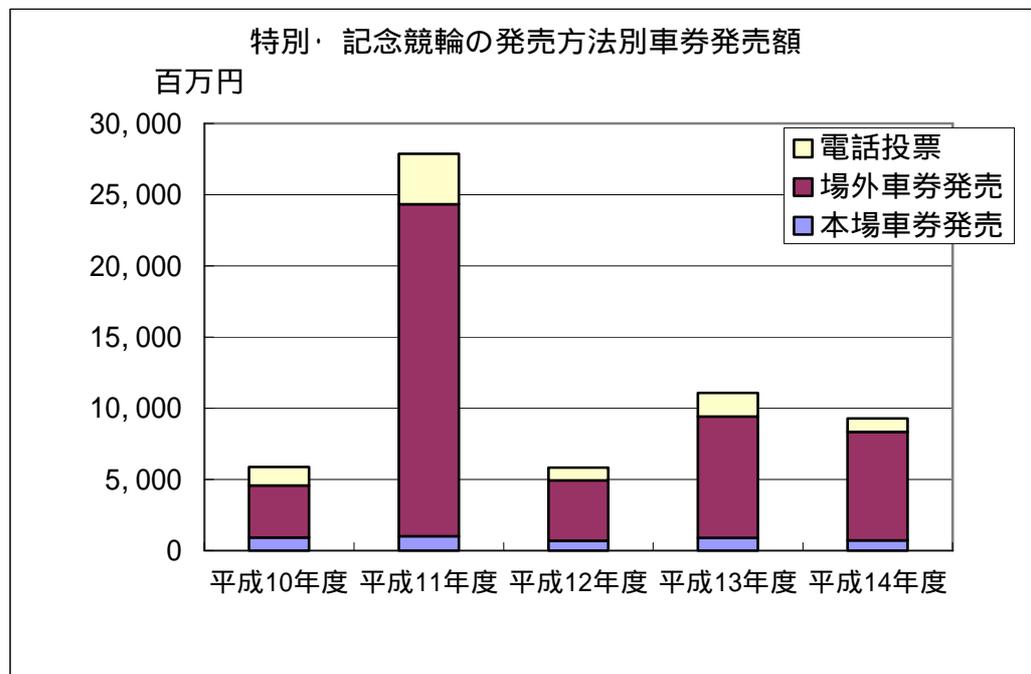
高松競輪場以外の競輪場等で高松競輪の車券を発売する方法である。

(c) 電話投票

高松競輪の車券を電話投票により発売する方法である。

なお、発売方法別車券発売額の推移は以下のとおりである。

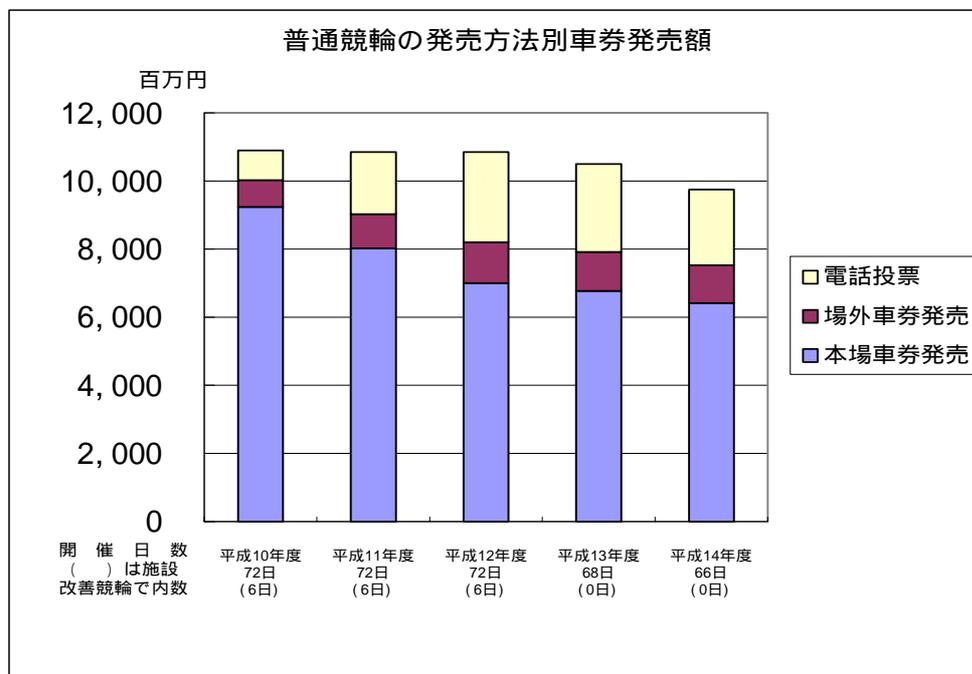
(ア) 特別・記念競輪



(注)上表は、「主要施策の成果等説明書」に基づき作成した。(作成データは、[付録]分析に用いたデータ参照)

特別競輪・記念競輪は、有名選手が出場するため競輪ファンの人気が高いレースであり、多くの場外車券売場で車券を発売することから、場外車券発売の構成比が高くなっている。

(イ) 普通競輪について



(注)上表は、「主要施策の成果等説明書」に基づき作成した。なお、内訳データは、「[付録] 分析に用いたデータ」を参照。

平成13年度以降、施設改善競輪(目的競輪)が開催されていないこともあるが、普通競輪の発売額は減少傾向にある。また、普通競輪は大半が本場車券発売であり、近年は電話投票の比率が高まっている。

入場者数及び発売額の推移

平成10年度以降の普通競輪の入場者数及び本場における一人当たり購入額の推移は、以下のとおりである。

摘要	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度
入場者数 (千人)	227	216	186	184	178
一人当たり 購入額 (円)	40,719	37,153	37,631	36,889	35,955
[参考] 同全国平均 (円)	39,700	37,200	35,100	33,000	29,900

(注)1. 上表は、高松競輪の数値は「高松競輪局決算資料」及び「議会報告資料」に基づき作成した。全国平均金額については、日本自転車振興会が作成した「競輪統計資料」より作成した。

2. 平成10年度を100とした場合の各値の推移

摘要	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度
入場者数	100.0	95.2	81.9	81.1	78.4
1人当たり購入額	100.0	91.2	92.4	90.6	88.3
[参考] 同全国平均	100.0	93.7	88.4	83.1	75.3

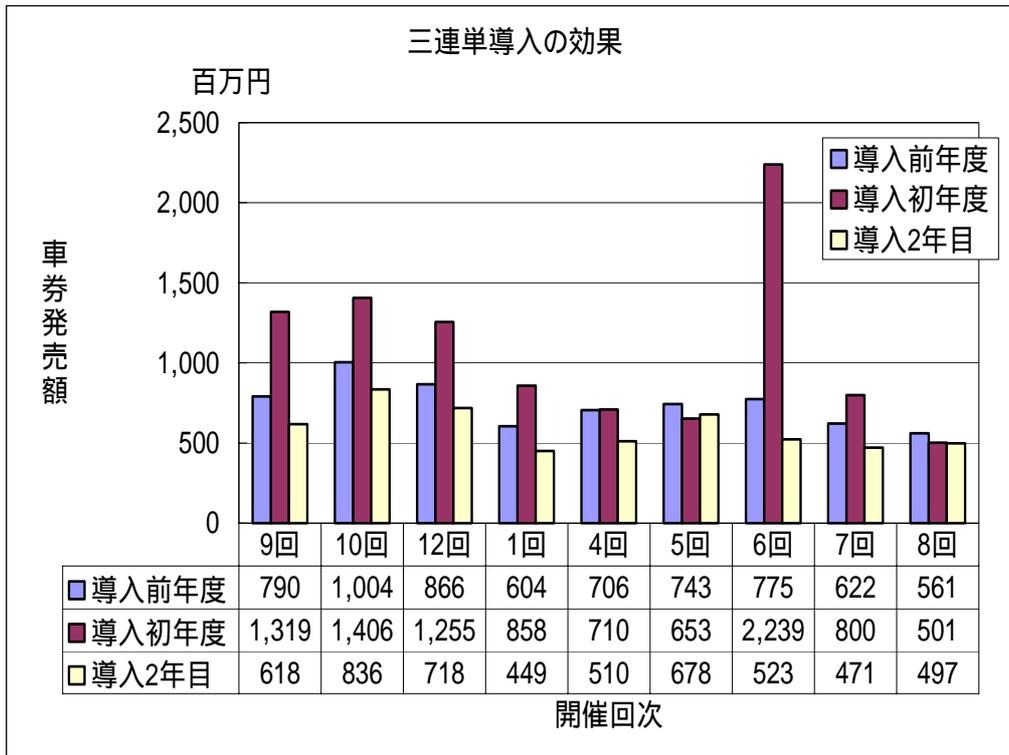
入場者数はレジャーの多様化と若年層の競輪ファンが増加しないため、減少傾向が続いている。また、入場者一人当たり購入額も、景気の悪化等により減少傾向にある。これらの影響により普通競輪の車券発売額は減少している。

ただし、高松競輪の一人当たり購入額の下落率は、全国平均と比べて低いものとなっている。

三連単導入の効果

平成13年12月に新賭式である三連単を導入し、車券発売額が増加している。

そこで、三連単の導入による影響を把握するために、導入前後における同時期の開催との比較を行った。ただし、記念競輪が開催された場合、車券の発売額が大幅に伸び、単純比較ができないため、分析対象からは除外した。また、導入後については、調査日現在開催済の競輪(8回)までを記載している。



(注)上表は、「開催収支総計表」に基づき作成した。なお、導入初年度の第6回開催は普通競輪であるが、広域で車券が発売されるウェストジャパンカップがあったため、車券発売額は他の開催に比べて多額になっている。

三連単の導入が行われた平成13年度9回以降、的中すれば高配当が期待できる三連単効果で発売額は増加したものの、平成14年度（導入初年度）の第5回及び第8回開催では前年度同開催と比較して発売額が減少し、三連単効果も薄れてきている。

さらに、導入2年目の車券発売額は、ほとんどの開催で導入初年度を下回っており、さらに三連単導入前の車券発売額を下回っている開催も多い。これは、入場者数の減少に加え、三連単が射幸性の高い車券（例えば平成15年12月28日開催の第2競走で、三連単で車券100円につき2,430,300円の高額配当が出ている。）であり、小額の購入でも的中すれば多額の配当金を期待できるため購入額が小口化し、かえって入場者一人当たりの購入額が減少したためと考えられる。

(3) 人件費の経年比較分析

職員給与の推移

(単位: 百万円)

摘 要	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度
給料	81	89	79	86	76
職員手当					
特殊勤務手当	6	7	5	6	5
時間外勤務手当	18	25	14	23	15
期末勤勉手当	40	42	36	39	32
合計	145	162	135	154	128
参考] 年度末人員数(注2)	17	18	16	17	15

(注)1. 上表は、「高松競輪局決算資料」に基づき作成した。

2. 年度末人員数には、非常勤嘱託職員を含めていない。

3. 職員1人当たり人件費

(単位: 千円)

摘 要	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度
職員1人当たり 給料	4,780	5,101	4,665	5,200	4,767
職員1人当たり 手当					
特殊勤務手当	348	372	323	389	317
時間外勤務手当	1,068	1,417	821	1,395	953
期末勤勉手当	2,356	2,375	2,112	2,347	1,973
職員1人当たり 人件費	8,552	9,264	7,921	9,331	8,010

(注)1. 職員1人当たりの各金額は、以下の方法で算定した。

職員1人当たりの金額 = 各金額の計上額 ÷ {(前年度末人員数 + 当年度末人員数) ÷ 2}

2. 平成14年度末現在における平均年齢は47.3歳、平均勤続年数は26.3年である。

職員には特殊勤務手当として競輪開催日1日につき2,000円が支給されている。時間外勤務手当は、管理職以外の職員に対して支給される、いわゆる「残業手当」である。管理職については、時間外勤務手当はないが、勤務を要しない日に勤務した場合には管理職特別勤務手当が支給されている。期末勤勉手当は、いわゆる「賞与」であり、6月、12月及び3月に支給される。ただし、平成15年度では3月の期末勤勉手当の支給は廃止されている。

上表によると、平成11年度及び平成13年度の職員1人当たり人件費が他年度と比べて多くなっているが、それらの年度に大レースがあり、この準備で時間外勤務手当が増加したことによるものと考えられる。

従事員賃金の推移

(単位：百万円)

摘 要	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度
臨時従事員賃金	290	285	256	229	196
夏季特別繁忙手当	44	41	37	35	32
冬季特別繁忙手当	48	44	40	38	34
その他	7	5	5	5	4
合計	389	375	338	307	266
[参考] 年度末人員数	486	444	417	379	346

(注)1. 上表は、「高松競輪局決算資料」に基づき作成した。

2. 1人当たり人件費

(単位：千円)

摘 要	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度
1人当たり賃金	574	612	594	576	542
1人当たり夏季特別繁忙手当	87	88	87	88	87
1人当たり冬季特別繁忙手当	95	95	94	96	95
その他	15	11	11	12	11
1人当たり人件費合計	771	806	785	771	734

(注)1. 1人当たりの各金額は、以下の方法で算定した。

$$1人当たりの金額 = \frac{\text{各金額の計上額}}{\{(\text{前年度末人員数} + \text{当年度末人員数}) \div 2\}}$$

2. 上記金額には、観音寺競輪等の場外発売に係る人件費は含まれていない。

従事員数は、平成10年度末と比較して140人(平成10年度末比28.8%)減少している。これは従事員の新規採用を控えたことに加え、定年による自然減によるものである。

また、従事員一人当たり人件費は、平成13年度までは概ね横ばいとなっているが、平成14年度は減少している。これは開催日数の減少によるものである。

(4) 収支差額分析

過去 3 年間の競輪種類（特別・記念，普通競輪）別開催収支差額は，下記のとおりである。

（単位：百万円）

項目	平成12年度			平成13年度			平成14年度		
	特別・記念	普通(注2)	計	特別・記念	普通	計	特別・記念	普通	計
[収入金額]									
車券発売収入	5,832	10,342	16,174	11,071	10,498	21,569	11,520	7,511	19,031
入場料収入	2	22	24	3	24	27	5	22	27
その他	13	38	51	5	38	43	23	44	67
収入金額 [A]	5,847	10,402	16,250	11,078	10,561	21,639	11,548	7,576	19,124
[支出金額]									
払戻金額	4,355	7,726	12,081	8,272	7,846	16,118	8,610	5,618	14,228
開催経費(注3)	948	2,096	3,044	1,696	2,295	3,991	1,708	1,686	3,394
日本自転車振興会交付金	219	372	591	417	378	795	419	203	621
自転車競技会交付金	55	228	283	82	230	312	108	187	295
公営企業金融公庫納付金	70	109	178	133	110	243	133	80	213
その他	0	0	0	0	0	1	1	0	1
支出金額 [B]	5,646	10,532	16,178	10,600	10,860	21,460	10,978	7,773	18,751
収支差額 [C] = [A] - [B]	202	130	71	478	299	179	570	197	373
収支差額率 [C] ÷ [A]	3.45%	1.25%	0.44%	4.32%	2.83%	0.83%	4.94%	2.60%	1.95%

(注)1. 上表は，「開催収支総計表」に基づき作成した。

- 平成 12 年度に施設改善競輪が開催されているが，上表にこの金額を含めていない。
- 上表の開催経費は，前記「3.(1) (b)(ア)開催費」のうち，償還金，利子及び割引料以外のものである。

普通競輪の開催収支差額は，過去 3 年度いずれも赤字であり，特別・記念競輪でその赤字を解消していることが分かる。

(5) 損益分岐点分析（注）による現状把握

支出項目については，車券発売収入額に比例して発生する支出と，車券発売収入額に関係なく毎年度ほぼ同額が発生する支出に分けることができる。前者を変動費といい，後者を固定費という。

そこで、収支会計における支出について変動費と固定費に分解し分析を試みた。
 なお、変動費と固定費の区分方法は、「[付録]2.損益分岐点分析に用いた仮定について」に記載した。

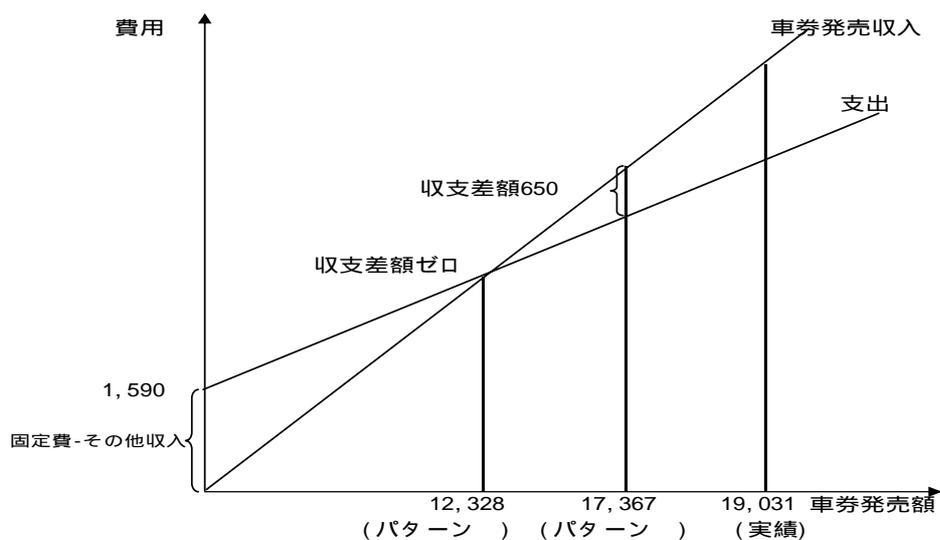
パターンとして、平成14年度の繰出金6億50百万円を一般会計に拠出できる
 車券発売見込額を試算し、パターンとして競輪事業としての単年度収支がちょうど
 ゼロになる金額を試算した。

(注) 損益分岐点分析とは、費用と収益が分岐する(利益がちょうどゼロになる)点、すなわち
 損益分岐点を算出する過程を通じて、費用・収益・利益の関係を分析することをいい、損益
 の現状分析のほか、利益計画に多く用いられる。

(単位: 百万円)

摘 要	平成14年度実績	パターン	パターン
車券発売収入	19,031	17,367	12,328
変動費 (変動比率87.1%)	16,585	15,127	10,738
限界利益	2,446	2,240	1,590
その他収入	854	854	854
固定費	2,444	2,444	2,444
繰出金控除前収支差額	856	650	0
繰出金	650		
前期繰越収支差額	373		
次期繰越収支差額	578		

(イメージ図)



平成14年度の繰出金6億50百万円を維持するためには、現在の収益構造では最

低 173 億 67 百万円の車券発売収入額を維持する必要があることが分かる。また、車券発売収入額が 123 億 28 百万円を下回った場合は、繰出金控除前の段階で収支差額は赤字となる。

(6) 企業会計方式による損益推移

収支会計方式は現金主義に基づく経理方法であり、現金の収入、支出に基づいて会計処理を行うため客観性が高いものである。他方で企業会計方式は発生主義に基づく経理方法であり、経済価値の変動をその活動の発生時点で会計処理する方法である。企業会計方式は、収支会計方式に比べて経済価値の変動をその事実に伴い認識するため、事業の実態をより適切に反映することが可能である。

以下では、過去 5 年度の競輪事業の収支について、企業会計で用いられる減価償却費、退職給付費用を適用し、簡便的な企業会計方式による損益試算を行った。

(単位：百万円)

項目	平成 10 年度	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度
[収益の部]					
車券発売収入	16,786	38,727	16,680	21,569	19,031
財産運用収入	991	944	828	800	693
競輪入場料	32	31	26	27	27
財産貸付収入	958	913	803	773	666
諸収入	122	187	142	178	160
時効収入	19	38	15	14	39
雑入	103	149	128	164	122
収益合計	17,898	39,858	17,651	22,546	19,885
[費用の部]					
総務費	246	237	206	231	198
開催費	16,501	37,517	16,761	21,460	18,751
開催費	15,348	35,182	15,655	20,101	17,613
交付金	953	1,873	912	1,107	916
公営企業金融公庫納付金	186	449	185	243	213
選手宿舍費	14	14	9	9	9
施設費	90	128	117	63	71
競輪場管理費	88	126	113	58	66
選手宿舍管理費	2	1	3	5	5
施設整備費	0	0	0	0	0
公債費	0	0	7	9	9
退職給付費用	8	8	8	8	8
減価償却費	107	140	173	171	167
費用合計	16,952	38,031	17,271	21,942	19,203
繰出金控除前損益	946	1,827	380	604	681
繰出金	1,000	1,400	1,000	650	650
繰出金控除後損益	54	427	620	46	31

(注) 減価償却費は公有財産台帳から主な建物(5百万円以上/件), 工作物(2百万円以上/件)を抽出し, 耐用年数をそれぞれ30年, 15年として定額法により算定した。また, 退職給付費用は競輪局に勤務する職員及び従事員の平成14年度における要支給額の増加額を各年度に用いた。

企業会計方式によった場合，退職給付費用及び減価償却費が計上される。試算の結果，毎年度繰出金控除前損益は黒字を計上しているが，繰出金控除後損益は，平成 11 年度及び平成 14 年度を除き赤字となっている。

なお，市の財産として無償で使用している競輪場敷地の地代に相当する額を擬制する機会コスト（逸失収入：競輪場でなく，たとえば民間に貸し付けた場合に得られたであろう地代）をコストして認識すべきであるという考えがある。この考えに従えば，地代相当額は 3 億 67 百万円(注)と試算され，たとえば平成 14 年度の繰出金控除後損益は，3 億 36 百万円の赤字となると考えられる。

(注) 高松競輪場敷地の地代相当額の試算は，次のとおりである。

土地の時価評価額 123 億円 × 3% = 3 億 67 百万円。

なお，土地の時価評価額は，後述の「 4. (6) 今後の展望について」で試算したものであり，またその 3% を年間地代相当額と仮定した。

III. 監査結果

1. テレビ放映等の履行報告書の入手について

高松競輪の開催に係るテレビ放映業務及び新聞広告業務は、各テレビ局及び新聞社との契約取引であり、契約書においてその業務を履行したときは、各契約先はその履行を証する書面を高松市に提出する旨が定められているが、平成14年度のこれらの取引に係る関連資料を閲覧した結果、履行を証する書面の入手が行われていなかった。

テレビ放映の有無についてはテレビ局からの番組編成表の入手を、新聞広告については掲載紙面の確認を行っているため、その業務が適切に実施されたことについてのチェックは行われている。しかし、履行報告書の入手は契約書で定められた事項であり、後日になってもその業務が適切に行われたことを示す書類となるため、その入手が必要である。

IV. 監査結果に添えて提出する意見

1. 入場券発売報告書について

特別指定席の入場券収入は、入場ゲート担当者から提出される「入場券発売報告書」に基づいて計上されているが、当該報告書には入場者数と入場券収入額が手書きで記載されているのみである。特別指定席の入場者数は、発券機でカウントされており、入場ゲート担当者は発券機から出力されるジャーナルと実際の現金残高照合を行っているものの、入場券発売報告書には当該ジャーナルは添付されていない。このため、ジャーナルと異なる金額の報告が行われても、競輪局事業課ではこれを発見できない。

入場券発売報告書にジャーナルの添付を行い、報告金額の正確性の向上を図ることが必要である。

2. 場外車券売場での他場分払戻について

高松競輪場で開催されたレースで発売された車券のうち、場外車券売場では当該場以外で発売した車券の払戻しが行われる場合がある（たとえば、A場外車券売場で発売した高松競輪の車券を、B場外車券売場で払戻す場合）。各場外車券売場で払戻車券をシステム上で処理できるのは、自らが発売した車券に限られるため、上記のような車券は各場外車券売場において手処理で払戻が行われ、高松市へは当該場外車券売場からの報告書に払戻済車券が添付されて送られてくる。

ただし、競輪局では当該場外車券売場から報告された他場分払戻金額と、回収された他場分車券のチェックを行っておらず、誤った報告が行われても、これを発見できない状況となっている。他場分払戻金額が過大に報告された場合、高松市が受取る他場分の資金が過少となるため、報告書に記載された他場分払戻金額と回収した車券のチェックを行うことが必要である。

3. 地元自治会への周辺清掃業務委託料について

高松競輪の設置時より、周辺の地元自治会に対して周辺清掃業務委託料を支出している。これは競輪開催に伴い、生じたごみ等の随時収集に対する対価として支出され

ているものであり，平成 14 年度では総額 3,457 千円が支出されている。

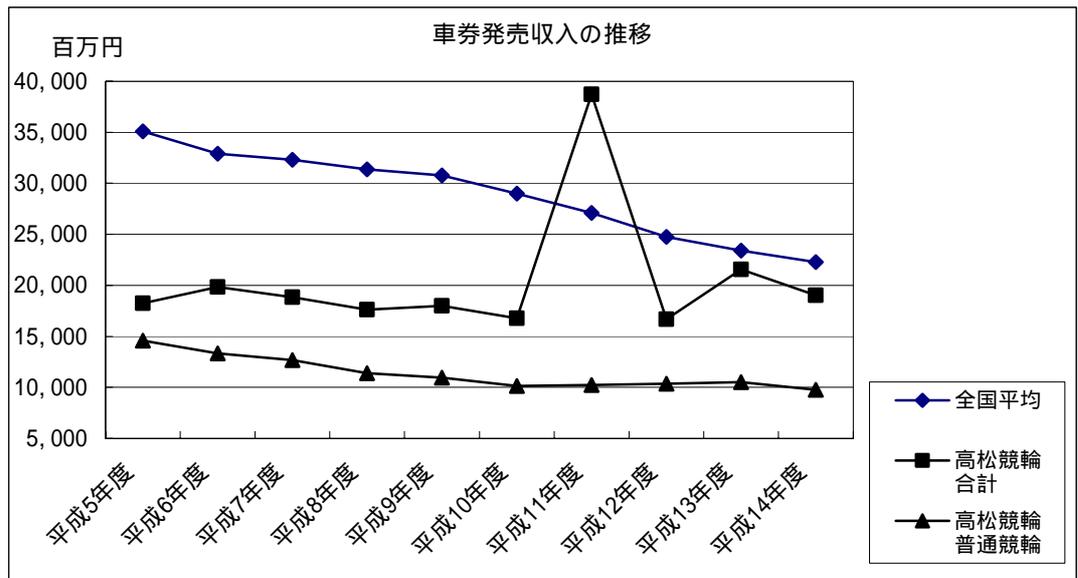
開設当初は周辺清掃業務委託料に係る単価の決定基準はあったとのことであるが，平成 12 年度及び平成 13 年度に委託料を 10% ずつ削減しているものの，現在は具体的な基準は設けられていない。ごみ等を収集する必要のある地域の調査を行ったうえで，その額に係る合理的な基準を設けることが必要である。

4. 高松市競輪事業の今後の展望について

(1) 厳しい収支状況について

車券発売収入の減少傾向

過去 10 年間における高松競輪の車券発売収入合計及び普通競輪の車券発売収入を，全国の競輪場の平均車券発売収入と比較した結果は，以下のとおりである。



(注) 1. 高松競輪分については，「高松市競輪局決算資料」に基づき作成した。

2. 全国平均については，日本自転車振興会が作成した「競輪統計資料」に基づき作成した。

過去 10 年間における全国の平均車券発売収入は，毎年度 5% 前後の減少率で推移し，平成 14 年度の平均車券発売収入は平成 5 年度の 63% までに落ち込んでおり，

競輪市場が全国的に縮小傾向にあると考えられる。このような状況のもと、高松競輪の車券発売収入合計は、平成 10 年度までは全国の平均車券発売収入の推移に応じて減少傾向にあったが、平成 11 年度以降は広域に発売される特別・記念競輪の開催や三連単の導入により、車券発売収入の減少傾向は回避されている。

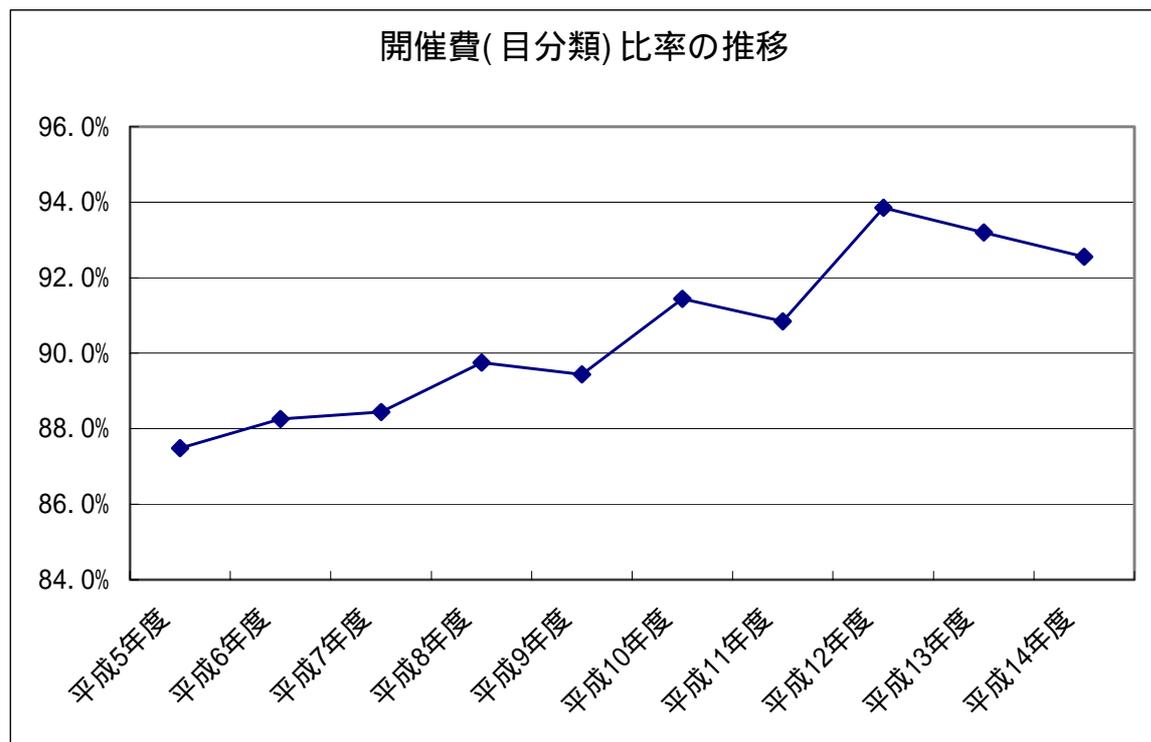
しかし、高松競輪で常時開催されている普通競輪の車券発売収入をみた場合、平成 14 年度の普通競輪車券発売収入は平成 5 年度の 67%となっており、全国平均の推移に比べてその減少幅は小さいが、全体的には同様の減少傾向となっている。特に平成 14 年度の減少率は 7%となっており、さらに平成 15 年度の減少率はこれを上回るものと予想されていることから、普通競輪の車券発売収入の減少率は、今後さらに拡大する傾向にあるものと考えられる。

また、車券発売収入の減少対策として、場外車券売場の増設を行っているが、これは全国の競輪施行者が採っている方策であり、全国的な車券発売収入が減少する状況では、縮小する市場のなかで各競輪場間の車券発売競争が生じる状態となっている。その結果、グレードの高いレースが開催される競輪場の車券売上が伸長する傾向があり、車券発売の観点からみれば高松競輪の優位性を保つことは困難になると予想される。

以上に加え、昨今の景気の低迷による外的要因も考慮した場合、高松競輪の車券発売収入は特別・記念競輪の開催による一時的な増加はあるものの、今後も減少していくものと考えられる。

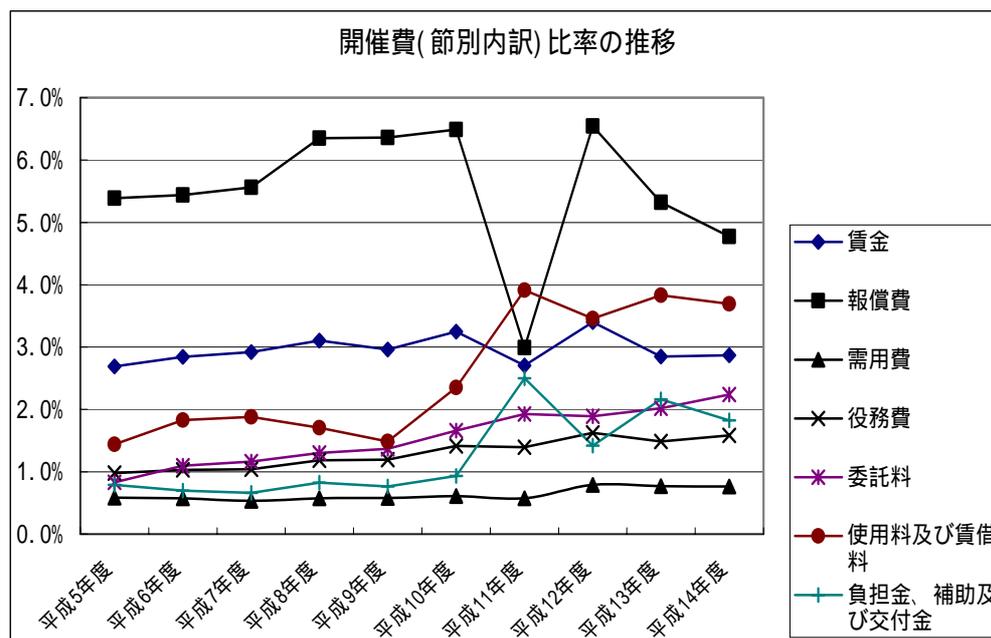
開催経費の硬直化

過去 10 年間における車券発売収入額は、上記のように減少傾向にあり、高松競輪の平成 14 年度の車券発売収入額は、平成 5 年度の 67%まで落ち込んでいる。他方で、その開催のために支出する費用である開催費（目分類）の車券発売収入額に占める比率は、以下のとおり上昇傾向であり、硬直化が進んでいる。



(注) 上表は、「高松市競輪事業特別会計歳入歳出決算事項別明細書」に基づき作成した。

車券発売収入の減少度合いに比べて、開催費の減少度合いが小さいため、車券発売収入額に占める開催費の割合は上昇傾向にある。開催費のなかで最も金額が多いのは、自転車競技法に基づき車券発売収入の75%が支払われる払戻金である。払戻金は車券発売収入の75%が常に払戻されるため、開催費比率の上昇には影響を与えない。このため、払戻金以外で金額的に重要である費目(節分類)について、さらに車券発売収入額に占める比率を算定した。



(注)上表は、「高松市競輪事業特別会計歳入歳出決算事項別明細書」に基づき作成した。

節別にみた場合、その比率の高い費目又は比率が上昇している費目の状況は、以下のとおりである。

(a) 報償費

選手への賞金は、全国的な車券発売収入の減少により引下げられているが、その額は中央登録競輪選手制度改善委員会において決定されるため、高松市の自助努力でこれを削減することはできない。

(b) 使用料及び賃借料

使用料及び賃借料の比率は、近年、上昇傾向にある。これは、他地区における場外車券発売を積極的に展開したことにより、場外車券売場への施設借上料支払い等が増加していることによるものである。場外車券売場へ支払われる施設借上料等は、基本的に車券発売収入の5%であり、施設借上料のほかで生じる開催経費の実費は高松競輪がこれを負担するため、場外車券売場の増加は開催収支の収益率を悪化させる傾向がある。ただし、車券発売収入の確保により収支額の悪化を食い止めるためにはやむを得ず、また、高松競輪が場外車券売場となる場合は、逆に他の開催場が高松競輪の開催経費を負担することとなる。

おり、一概に現在のあり方を否定できない面もある。

(c) 賃金

従事員に対する賃金である。過去 10 年間では車券発売収入の 3%前後の構成比率で推移している。車券発売収入の減少に応じた賃金の抑制は行ってはいるものの、車券自動発売機や自動払戻機の導入を考慮した場合、車券発売収入に対する賃金の比率はさらに減少すべきものであり、下方硬直的となっていると考えられる。

(d) 委託料

委託料の過半は、場外車券売場で生じるコンピュータ保守料等の場外経費であり、近年の場外車券売場の増加により、車券発売収入に占める比率は上昇している。場外経費は各場外車券売場から見積書を入手し、その内容を確認しているものの、各競輪場の既契約先への委託となるため、高松競輪で業者を選定することは事実上は不可能である。

場外経費以外の委託料は、警備、清掃、コンピュータ保守等の委託に関するものである。いずれも毎年度に委託料の削減を行っているものの、過年度におけるこれらの委託先をみたところ、特定の業者に偏在している傾向にある。

(e) 負担金、補助及び交付金

負担金、補助及び交付金の過半は、場外車券売場で生じる職員の人件費等の場外経費であり、近年の場外車券売場の増加により、車券発売収入に占める比率は上昇している。場外経費は各場外車券売場から積算資料を入手し、その内容を確認しているものの、各競輪場の職員の給与水準に基づくものであり、高松競輪でこれを削減することは困難である。

(f) 役務費

役務費の大半は、テレビ、新聞等による広告料、衛星中継等による放映料である。近年の場外車券売場の増加により、広域の広告及び放映が必要となっており、車券発売収入に占める比率は上昇している。

(2) 会計制度について

高松市では水道事業，病院事業については，地方公営企業法に基づき企業会計方式による決算書の作成を行っているが，競輪事業についてはそのような法令の規定がないため，収支会計方式による決算書を作成している。

現在の収支会計方式は，現金主義に基づく会計であり，長期的に使用される設備等への投資を行った場合，その取得年度に一括して取得価額のすべてが支出として計上される。しかし，発生主義による企業会計方式を用いた場合，設備等の取得価額は資産として計上され，その使用見込み年数に応じて支出額を配分し，収益に対応させることとなる。設備等は数年度にわたって競輪事業に用いられるため，企業会計方式に基づく会計方式の方が，長期的な観点から事業の収益性を把握することができ，また，保有する資産を用いてどれだけの収益を得たか，すなわち資産効率も把握することができるため，収益事業の状況を把握するためには優れている。競輪事業のように大規模な設備等を保有する事業では，収支会計方式と企業会計方式の差は特に大きいものとなる。

競輪事業は収益事業であり，経済合理性に基づく経営方針や数値化された収益目標が必要である。このためには競輪事業についても企業会計方式を用いて損益を認識し，投資効果を含めた収益性，成長性に係る分析を十分に行うことが必要である。

(3) 収支会計方式によるシュミレーション結果について

前記の「 . 競輪事業の概要 3.高松競輪の収支分析」において実施した分析に基づき、収支会計による競輪事業の今後5年間のシュミレーションを行った結果は、以下のとおりである。

(単位：百万円)

項目	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
車券発売収入	13,837	22,833	13,645	13,448	13,258
普通競輪	6,044	5,833	5,629	5,432	5,241
特別・記念競輪	7,792	17,000	8,016	8,016	8,016
変動費	12,154	20,192	11,995	11,825	11,662
限界利益	1,683	2,640	1,649	1,622	1,596
固定費	2,507	3,235	2,506	2,505	2,504
その他収入	783	747	716	689	666
繰出金控除前収支差額	41	152	141	194	243
繰出金	650	650	650	650	650
前年度繰越収支差額	578	112	610	1,401	2,245
次年度繰越収支差額	112	610	1,401	2,245	3,137

(注)1. シュミレーションに関する具体的な算定方法は、「[付録]3.収支会計方式によるシュミレーションに用いた仮定について」を参照。

2. 限界利益とは、車券発売収入から変動費を控除したものである。

平成 15 年度の車券発売収入は、平成 15 年 12 月末までの実績によれば前年度比で約 7 割程度であり、従来の減少率よりも著しいものとなっている。これは他の競輪場でも三連単賭式の導入が進んできたことにより高松競輪の三連単の希少価値が低くなってきているためと考えられる。このため、平成 15 年度の繰出金控除前収支差額は 41 百万円の赤字となり、平成 14 年度と同額の繰出金 6 億 50 百万円を維持するためには前年度繰越収支差額の全額を充当しても不足し、繰越収支差額はマイナス、すなわち損失の状態に至る可能性がある。

平成 16 年度は第 17 回共同通信社杯競輪の開催により、繰出金控除前収支差額は 1

億 52 百万円の黒字となるが、平成 14 年度と同額の繰出金を賄うことは不可能である。平成 17 年度から平成 19 年度までは、共同通信社杯と同規模のレースの開催が行われる見込みは過去の開催実績から判断して低いと考えられるため、その収支赤字は普通競輪の車券発売収入の減少により、さらに拡大していくと予想される。

この結果、平成 14 年度の繰出金 6 億 50 百万円を継続した場合には、平成 15 年度から繰越収支差額は損失となり、平成 19 年度に累積損失額は 31 億 37 百万円に達すると予想される。また、平成 16 年度から繰出金をゼロとした場合でも、平成 17 年度において繰越収支差額は損失となると予想される。

昨今の経済情勢から判断して、今後の車券発売収入の回復は期待できないと考えられる。しかし、競輪事業は収益事業である以上、経済合理性に基づく経営努力により収益をあげるほかはなく、現在、経営の合理化が必要な時期であると考えられる。

(4) 人件費の見直し

車券発売収入の減少に対応すべく、高松競輪場では支出の主要項目の一つである人件費を削減するため、車券発売の自動化を進めており、現在、車券自動発売機が 20 台、自動払戻機が 20 台それぞれ稼働している。この機械化の推進努力もあり、下記のとおり従事員の人数及び人件費はともにある程度削減されていると評価されるが、前記「(3)収支会計方式によるシュミレーション結果について」で記載のとおり、現状の車券発売収入の減少が続けば、今後の収支状況は極めて厳しいものとなることが想定され、人件費の削減率は十分でないと考えられる。

高松市では、高松競輪場の人員について、採用の抑制や定年退職による自然減を期待し、積極的な人員調整を行っていない。また、繁忙手当等各種手当についても、それらの算定基礎の見直しが過去 5 年間なされていないため硬直的になっている。

したがって、現状の窓口の稼働状況を調査し、人員調整や調整休暇利用によるワークシェアリングの実施、手当の見直し等による人件費の削減を行うべきであると考えられる。

従事員の人件費及び人員数の推移

(単位：百万円)

摘 要	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度
臨時従事員賃金	290	285	256	229	196
夏季特別繁忙手当	44	41	37	35	32
冬季特別繁忙手当	48	44	40	38	34
その他	7	5	5	5	4
合計	389	375	338	307	266
期末人員数(人)	486	444	417	379	346

(注)上表は、「高松競輪局決算資料」に基づき作成した。

(5) 使用料、委託料及び契約方法の見直し

高松市の競輪事業における使用料（賃借料を含む。）及び委託料は、主として場外車券売場施設借上料，コンピュータシステムや映像・音響機器等のリース料・保守料及び警備・清掃業務委託料であり，平成14年度では11億28百万円と経費の主要項目の一つである。

これら使用料及び委託料のうちシステムや映像・音響機器等のリース料・保守料及び警備・清掃業務委託料については，下表のとおり業者別・業務別支払額は減少傾向であり，経費削減努力は認められる。しかし，それぞれの契約方法は，大部分が随意契約となっており，契約業者が固定化している。

随意契約は，地方自治法施行令第167条の2第1項各号で認められた契約方法であり，また，競争入札に比べて手続きが簡単で，かつ，経費も少なく，しかも相手方の資力，信用，技術，経験等を熟知したうえ選定できるという長所はあるが，一方，相手方が固定化し競争原理が働きにくいという欠点がある。競輪事業という事業の特殊性はあるが，競争原理を働かすためには，入札による契約方法の割合を高めていくことが必要である。

主要業者別・業務別経年比較

(単位：千円)

摘 要	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度
賃借料 (リース料)			
A 社装置賃借料	10,115	8,870	8,624
B 社機器賃借料	30,471	22,928	(注 2) 8,077
C 社機器賃借料	31,452	31,452	31,452
保守料			
C 社システム保守料	31,844	26,326	24,116
警備・清掃業務委託料			
D 社	25,370	24,744	22,098
E 社	19,161	15,919	15,141
F 社	11,820	8,734	8,492
G 社	6,811	5,688	5,438
H 社	2,985	2,455	2,396

(注) 1. 上表は、「会計別節別執行状況」に基づき作成した。

2. 著しく減少しているのは、再リース契約により賃借料 (リース料) が減少したためである。

(6) 今後の展望について

高松市における競輪事業は、前記「競輪事業の概要 1. 高松競輪の概要」で記載したとおり、昭和 25 年に開設以来、平成 14 年度までの 53 年間における高松市一般会計への繰出金累計は 395 億円と多額に及び、高松市の財政に多大な貢献をしてきた。

しかし、競輪事業を全国的に見た場合、車券発売収入は平成 3 年度の 1 兆 9,553 億円をピークに減少を続け、平成 14 年度では 1 兆 465 億円とピーク時のほぼ半分に落ち込んでいる。また、最近は収支が赤字となっている競輪場も多数でてきており、平成 14 年度では西宮、甲子園、門司の 3 競輪場が廃止され、競輪事業にとって厳し

い状況が続いている。

高松市の競輪事業では、全国と同様、車券発売収入の減少傾向はあるものの、場外発売日数の増加や新賭式（三連単）の導入により車券発売収入の減少を抑えるとともに、経費削減に努め、毎年高松市一般会計への繰出金を計上しているが、その金額も平成 12 年度以降減少している。

さらに、前記「(3)収支会計方式によるシミュレーション結果について」において、平成 15 年度から平成 19 年度までの収支状況を外部監査人が試算したところ、平成 16 年度を除き、収支差額は一般会計への繰出金控除前でマイナスである。このことは、繰出金を実質的に計上できないことを意味し、競輪事業の重要な設置目的である自治体での財源確保が達成できていないことになる。

したがって、競輪事業の収入減という全国的傾向を踏まえ、増収策及び経費削減策を具体的に織り込んだ経営改善計画を策定する必要がある。高松市では平成 15 年度の車券発売収入が著しく減少していることから、その対策の検討を開始しているが、具体的な対策や数値目標の設定までには至っておらず、早急な対応が必要である。他方で、現在の特別観覧席は老朽化が進んでおり、今後、改修が必要と見込まれている。追加的な投資資金も必要となり、その財源の確保及び投資効果も含めて十分な検討が必要である。

また、有効な経営改善策が望めない場合は、事業廃止についても検討する必要がある。高松競輪場は、高松市街中心部より徒歩約 20 分と好立地で、周辺は住宅地となっており、事業を廃止した場合は、その広大な敷地を住宅地等として利用できる。高松市が当該敷地を売却した場合、外部監査人の試算では約 123 億円(注)の歳入が期待できるほか、毎年、固定資産税の徴収も可能になる。

(注) 外部監査人の試算による高松競輪場の土地の評価

土地の評価には宅地とした場合の路線価（財務省による平成 15 年の路線価）を用いて算定し、その内訳は以下のとおりである。なお、当該評価は路線価によるものであるため、実際に住宅地として売却した際には、その価値は更に増加するものと考えられる。

物件	地番	地目	地積	1 m ² 当たり 評価額	評価額
高松競輪場，西及び東駐車場 第一駐車場 第二駐車場 北駐車場	福岡町一丁目3～5，10番	宅地	76,974.71	145,665	11,213
	朝日町二丁目1番	宅地	3,375.60	71,284	241
	福岡町二丁目10番	宅地	1,931.00	155,184	300
	朝日町一丁目1番	宅地	4,061.00	123,321	501
				合計	

[付録] 分析に用いたデータ

1. 発売方法別収入額の経年比較

特別・記念競輪

(単位: 百万円)

	平成10年度		平成11年度		平成12年度		平成13年度		平成14年度	
	金額	構成比								
本場発売	928	16%	1,001	4%	704	12%	890	8%	725	8%
場外発売	3,640	62%	23,325	84%	4,219	72%	8,538	77%	7,622	82%
電話投票	1,314	22%	3,551	13%	908	16%	1,643	15%	933	10%
合計	5,882	100%	27,877	100%	5,832	100%	11,071	100%	9,280	100%

普通競輪

(単位: 百万円)

	平成10年度		平成11年度		平成12年度		平成13年度		平成14年度	
	金額	構成比								
本場発売	9,241	85%	8,026	74%	7,002	65%	6,773	65%	6,414	66%
場外発売	876	8%	1,824	17%	2,647	24%	2,583	25%	2,221	23%
電話投票	787	7%	999	9%	1,200	11%	1,142	11%	1,115	11%
合計	10,904	100%	10,850	100%	10,849	100%	10,498	100%	9,750	100%

合計

(単位: 百万円)

	平成10年度		平成11年度		平成12年度		平成13年度		平成14年度	
	金額	構成比								
本場発売	10,169	61%	9,028	23%	7,706	46%	7,663	36%	7,140	38%
場外発売	4,516	27%	25,149	65%	6,866	41%	11,120	52%	9,843	52%
電話投票	2,101	13%	4,550	12%	2,108	13%	2,785	13%	2,048	11%
合計	16,786	100%	38,727	100%	16,680	100%	21,569	100%	19,031	100%

2. 損益分岐点分析に用いた仮定について

(1) 変動費率算定の前提

固定費と変動費の分解は、以下の方法によった。

- 償還金，利子及び割引料
的中車券に対する払戻金であり，払戻料率は法令に定められた方法により決定され，基本的には総発売額の 75%となっている。車券発売収入と比例するため，変動費として取り扱う。
- 負担金，補助及び交付金
いずれも車券発売収入を基礎として算定されたものであり，変動費として取り扱う。
- 委託料(広告宣伝費・場外経費)，役務費(広告料)
グレードの高いレースについては，全国もしくは広域で車券を発売するため，大レースを開催する年度の広告費は，多くなる傾向が認められることから，変動費として取り扱う。
- 需用費(消耗品費，印刷製本費)
消耗品は，競輪事業で用いる各種物品(車券用紙，マークカード，えんぴつ等)である。また，印刷製本費は出走表等の印刷物に係る費用である。いずれも車券発売収入を予測した上で購入していることから，変動費として取り扱う。
- 賃金(場外臨時従事員賃金)，使用料(場外車券売場借上・場外経費)
開催費に含まれる賃金のうち場外臨時従事員賃金は，高松競輪場にて開催している競輪の場外車券売場における従事員の賃金である。また，場外車券売場借上や場外経費も場外発売に係るものである。特別・記念競輪等の場合は車券発売収入は増加するが，その多くは場外発売であるため，車券発売収入に比例すると判断し，変動費として取り扱う。

(2) 固定費の算定について

上記以外の費目については固定費として取り扱った。ただし，設備投資に係る歳出は非経常的な費目であるため，分析対象からは除外した。

3. 収支会計方式によるシュミレーションに用いた仮定について

車券発売収入の試算に当たっては、以下のことを前提とした。

普通競輪については、平成 15 年度については調査日現在開催済の 1 開催当たり車券発売収入を用いて年度の発売見込額を試算し、平成 16 年度以降は平成 15 年度車券発売収入から毎年 3.5% ずつ減少するとして試算した。減少率に用いた 3.5% は、過去 3 年度における普通競輪の車券発売収入の平均減少率である。

特別・記念競輪について、平成 15 年度の記念競輪は調査日現在開催済であるため、実績額に基づいた。また、平成 16 年度に第 17 回共同通信社杯競輪が高松競輪場で開催されることが予定されているため、平成 16 年度については平成 15 年度に広島競輪場で開催された第 16 回共同通信社杯競輪の車券発売収入(約 173 億円)を考慮して、便宜的に 170 億円と仮定した。さらに、平成 17 年度以降については、調査日現在予測不可能であるため、便宜的に過去 5 年間のうち、第 12 回共同通信社杯競輪が開催された平成 11 年度以外の 4 年間の単純平均を用いて試算した。

車券発売収入以外の収入項目の試算に当たっては、以下のことを前提とした。

- (a) 高松競輪場での観音寺競輪場外発売に係る財産貸付料は、過去 5 年間における前年比増減率の単純平均率を用いて算定した。
- (b) 諸収入については、非経常的な補助金等を除く過去 5 年間の単純平均値として算定した。
- (c) 入場料については金額的重要性がないため、平成 14 年度実績の数値をそのまま用いた。

変動費の試算に際しては、以下のことを前提とした。

変動費は、過去 5 年間の変動費率の平均を基礎として、場外発売の増加等による影響を加味して算定した。なお、平成 16 年度の変動費は、第 17 回共同通信社杯が開催されることが予定されているため、平成 11 年度に開催された第 12 回共同通信社杯競輪における実績を参考に、必要な調整を加えて算定した。

固定費の試算に際しては、以下のことを前提とした。

固定費の算定方法は、原則として費目毎に過去 5 年間の単純平均を用いた。な

お、従事員賃金については人員が減少していること、報償費については開催日数が減少していることを考慮して、これらについては平成 14 年度実績を用いた。また、平成 16 年度の固定費は、第 17 回共同通信社杯が開催されることが予定されているため、平成 11 年度に開催された第 12 回共同通信社杯競輪における実績を参考に、必要な調整を加えて算定した。

設備投資に係る支出は、一切ないものと仮定した。

繰出金は、現状の金額でなされるものと仮定した。